

資料編

第3 通信に関する資料

資料3-1 秋田県総合防災情報システム衛星電話一覧

(県庁、地方部及び北秋田地区管内関係市町村等の連絡については、村役場に設置している秋田県総合防災情報システム衛星電話を使用する。)

- 1 上小阿仁村呼出番号 327-59 ファクシミリ 327-50  
村役場設置箇所 総務課

2 呼出番号

(1) 秋田県災害対策本部

災害対策本部長室	100-560, 100-569		
災害対策本部員室			
連絡先	呼出番号	連絡先	呼出番号
総括チーム	100-578 100-580~581	関係機関連絡チーム	100-576~577 100-583
広報チーム	100-579	地域振興局連絡チーム	100-582
部局対策調整チーム	100-541~543 100-570~573	ファクシミリ	100-590~591
市町村情報チーム	100-544~549 100-574~575		

(2) 秋田県庁

本庁舎			
秘書課	100-500~501	農林政策課	100-512
市町村課	100-502	水産漁港課	100-513
総合政策課	100-503	農地整備課	100-514
県民文化政策課(秋田地方総合庁舎)	100-504	森林整備課	100-515
情報公開課	100-505	資源エネルギー課	100-516
福祉政策課	100-506	管財課 庁舎管理	100-522
生活衛生課(秋田地方総合庁舎)	100-511	本庁舎正面守衛室	100-523
第二庁舎			
総合防災課 防災情報班	100-507	管財課	
防災班	100-525	第二庁舎警備員室	100-526
企画班	100-508		
航空隊(秋田市)	110-59		
北秋田地域振興局			
地域企画課	102-59		
ファクシミリ(地域企画課)	102-50		



資 料 編

連 絡 先	呼 出 番 号
八 森 町	総務課 343-59
	ファクシミリ 343-50
山 本 町	町民生活課 344-59
	ファクシミリ 344-50
藤 里 町	町民生活課 346-59
	ファクシミリ 346-50
八 竜 町	福祉課 345-59
	ファクシミリ 345-50
峰 浜 村	福祉保健課 347-59
	ファクシミリ 347-50
秋 田 市	防災対策課 201-400
潟 上 町	生活環境課 364-59
	ファクシミリ 364-60
男 鹿 町	環境防災課 206-59
	ファクシミリ 206-50
五 城 目 町	町民生活課 361-59
	ファクシミリ 361-50
八 郎 潟 町	町民生活課 363-59
	ファクシミリ 363-50
井 川 町	町民課 366-59
	ファクシミリ 366-50
大 潟 村	住民生活課 368-59
	ファクシミリ 368-50
由 利 本 荘 市	生活環境課 205-51
	ファクシミリ 205-50
に か ほ 市	生活環境課 403-59
	ファクシミリ 403-50
大 仙 市	住民課 208-59
	ファクシミリ 208-50
仙 北 市	環境防災課 423-59
	ファクシミリ 423-50
美 郷 町	町民生活課 432-51
	ファクシミリ 432-50
横 手 市	市民課 203-59
	ファクシミリ 203-50

資 料 編

---

連 絡 先	呼 出 番 号
湯 沢 市	市民生活課 462-59
	ファクシミリ 262-50
羽 後 町	生活環境課 463-59
	ファクシミリ 463-50
東 成 瀬 村	民生課 464-59
	ファクシミリ 464-50

資料 3-2 上小阿仁村防災広報無線管理運用規程

(昭和63年3月22日 規程第1号)

(目 的)

**第1条** この規程は、上小阿仁村防災計画に基づく災害対策に係る事務及び行政事務に関し、円滑な通信の確保を図るため設置する上小阿仁村防災広報無線局（以下「無線局」という。）の管理及び運用について電波法（昭和25年法律第131号）及び関係法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

**第2条** この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 無線局

電波法第2条第5号に規定する無線局をいう。

二 固定系親局

特定の2以上の受信設備に対し、同時に同一内容の通報を送信する無線局をいう。

三 固定系子局

固定系親局の通信の相手方とする受信設備をいう。

四 基地局

陸上移動局を通信の相手方とする移動しない無線局をいう。

五 陸上移動局

陸上を移動中、又はその特定しない地点に停止中に運用する車載型、又は携帯型の無線局をいう。

六 無線系

前各号の無線局及びその付帯設備を含めて一体となって運用するシステムをいう。

七 無線従事者

無線設備の操作を行う者であつて、郵政大臣の許可を受け、かつ当該無線設備を操作する資格を有する者をいう。

(無線局の回線構成)

**第3条** 無線局の回線構成及び配置等は、別表第一、第二、第三のとおりとする。

(無線施設管理者)

**第4条** 無線施設管理者（以下「管理者」という。）は、無線系の管理運用の業務を総括し、無線施設取扱責任者を指揮監督する。

2 無線施設管理者は、総務課長の職にある者をいう。

(無線施設取扱責任者)

**第5条** 無線施設取扱責任者（以下「取扱責任者」という。）は、管理人の命を受け無線局を管理運用し、無線局に係る業務を所掌する。

2 取扱責任者は、村長が職員の中から無線従事者の資格を有する者を任命する。

(無線従事者の配置、養成等)

**第4条** 管理者は、無線系に属する無線局の運用体制に見合った員数だけ無線従事者の配置に留意するものとする。

## 資料編

---

2 管理者は、無線従事者の適正な配置を確保するため、常に無線従事者の養成に留意するものとする。

(無線従事者の任務)

**第7条** 無線従事者は、無線系に属する無線局の無線設備の操作を行うとともに、無線業務日誌（第一号様式）の記録をしなければならない。

(通信の取扱者)

**第8条** 通信の取扱者は、無線従事者の管理のもとに電波法等関係法令を遵守し、法令に基づいた無線局の運用を行う。

(備え付け書類の管理)

**第9条** 取扱責任者は、電波法等関係法令に基づく業務書類を管理保管する。

2 取扱責任者は、電波法令等を常に現行のものに維持しておくものとする。

3 管理者及び取扱責任者は、無線業務日誌抄録を毎日査閲するものとする。

4 取扱責任者は、毎年1月から12月までの無線業務日誌抄録（第二号様式）を翌年1月末までに作成し、管理者の査閲を受けて東北電気通信監理局に提出するものとする。

5 取扱責任者は、無線従事者選解任届（第三号様式）及び無線業務日誌抄録の写しを整理保管しておくものとする。

(災害発生時等の連絡体制)

**第10条** 災害発生時（警報発令時）における連絡体制は、本村防災計画書による。

(無線局の運用)

**第11条** 無線局の運用方法については、別に定める運用細則によるものとする。

(無線設備等の保守点検)

**第12条** 無線設備の正常な機能維持を確保するため、次のとおり保守点検を行う。

一 毎日点検

二 年点検は2回とする。

2 点検項目は無線局点検表（第四号様式）のとおりとする。

3 保守点検の責任者は、次のとおりとする。

一 毎日点検は、取扱責任者とする。

二 年点検は、管理者とする。

4 点検の結果、異常を発見したときは、直ちに管理者に報告するものとする。

(通信訓練)

**第13条** 管理者は、非常災害発生に備え、通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため、毎年1回以上定期的に通信訓練を行うものとする。

2 訓練は、通信統制訓練、住民への警報通報等の伝達訓練及び移動系による情報収集伝達訓練を重点として行うものとする。

(研修)

**第14条** 管理者は、毎年1回以上取扱者に対して電波法令等関係法及び運用細則並びに無線機の取扱要領等の研修を行うものとする。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 第4 災害援護に関する資料

### 資料4-1 上小阿仁村災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和49年10月4日 条例第16号  
改正 昭和58年6月30日 条例第6号  
平成3年11月8日 条例第40号

#### 第1章 総則

(目的)

**第1条** この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号、以下「法」という。)及び同法施工令(昭和48年政令第374号。以下「令」という。)の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した村民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた村民に災害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付を行い、もって村民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- 一 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- 二 村民 災害により被害を受けた当時、この村の区域内に住所を有した個人をいう。

#### 第2章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

**第3条** 村は、村民が令第1条に規定する災害(以下この章において単に「災害」という。)により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

**第4条** 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げる順序とする。

- 一 配偶者
  - 二 子
  - 三 父母
  - 四 孫
  - 五 祖父母
- 2 前項の場合において、父母及び祖父母については、死亡したものの死亡の当時その者によって生計を維持し、又はその者と生計をともにした者を先にし、同順位の父母については、養父母を先にし実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にする。
- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により前2項の規定により難しいときは、第2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、村長が適当と認める者に支給することができる。

## 資料編

---

4 前3項の場合において、弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

**第5条** 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時において、その死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他にあっては250万円とする。

ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次の章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

**第6条** 災害の際、現にその場にいあわせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

**第7条** 弔慰金は、次の各号に掲げる場合には、支給しない。

- 一 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- 二 令第2条に規定する場合
- 三 災害に際し、村長の避難の指示に従わなかったことその他の特別な事情があるため、村長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

**第8条** 村長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 村長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対し必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

### 第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

**第9条** 上小阿仁村は、村民が災害により負傷し、又は疾病にかかり治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

**第10条** 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては、125万円とする。

(準用規定)

**第11条** 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

### 第4章 災害援護資金の貸付

(災害援護資金の貸付)

**第12条** 村は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の村民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならぬ。

(災害援護資金の限度額等)

**第13条** 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

一 療養に要する期間がおおむね一月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

イ 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150万円

ロ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ハ 住居が半壊した場合 270万円

ニ 住居が全壊した場合 350万円

二 世帯主の負傷がなく、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円

ロ 住居が半壊した場合 170万円

ハ 住居が全壊した場合（ニの場合を除く。） 250万円

ニ 住居の全体が滅失若しくは流出した場合 350万円

三 第一号のハ又は前号のロ若しくはハにおいて、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と「170万円」とあるのは「250万円」と「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は10年とし、据置期間中はそのうち3年（令第7条第2項括弧書の場合は、5年）とする。

（利率）

**第14条** 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、その利率を延滞の場合を除き、年3パーセントとする。

（償還等）

**第15条** 災害援護資金は、年賦償還(半年賦償還)とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還免除は、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第12条までの規定によるものとする。

（規則への委任）

**第16条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

附則（昭和58年6月30日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成3年11月8日条例第40号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は、平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金に支給について、改正後の第10条の規定は、当該災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について改正後の第13条第1項の規定は同年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付について適用する。

**資料4-2 上小阿仁村災害弔慰金の支給に関する条例施行規則**

昭和58年6月1日 規則第5号  
改正 平成3年12月20日 規則第16号

**第1章 総則**

(目 的)

**第1条** この規則は、上小阿仁村災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年上小阿仁村条例第16号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

**第2章 災害弔慰金の支給**

(支給の手續)

**第2条** 村長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害弔慰金の支給を行うものとする。

- 一 死亡者(行方不明者を含む。以下同じ。)の氏名、性別、生年月日
- 二 死亡(行方不明者を含む。)の年月日及び死亡の状況
- 三 死亡者の遺族に関する事項
- 四 支給の制限に関する事項
- 五 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

**第3条** 村長は、この村の区域外で死亡した村民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 村長は、村民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

**第3章 災害障害見舞金の支給**

(支給の手續)

**第4条** 村長は、条例第9条の規定により災害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- 一 障害者の氏名、性別、生年月日
- 二 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況

## 資料編

---

- 三 障害の種類及び程度に関する事項
- 四 支給の制限に関する事項
- 五 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める事項  
(必要書類の提出)

**第5条** 村長は、この村の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった村民に対し、負傷し又は疾病にかかった他の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

- 2 村長は、障害者に対し、法別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書(別紙様式)を提出させるものとする。

### 第4章 災害援護資金の貸付け

(借入れの申込)

**第6条** 災害援護資金(以下「資金」という。)の貸付けを受けようとする者(以下「借入申込者」という。)は、次に掲げる事項を記載した借入申込書(別紙様式第1号)を村長に提出しなければならない。

- 一 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
  - 二 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
  - 三 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
  - 四 保証人となるべき者に関する事項
  - 五 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める事項
- 2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
- 一 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
  - 二 被害を受けた日の属する年の前年(当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては前々年とする。以下この号において同じ。)において、他の市町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
  - 三 その他村長が必要と認めた書類
- 3 借入申込者は、借入申込書をその者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

(調書)

**第7条** 村長は、借入申込書の提出を受けたときは、すみやかに、その内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

**第8条** 村長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した貸付決定通知書(別紙様式第2号)を、借入申込者に交付するものとする。

- 2 村長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、貸付不承認決定通知書(別紙様式第3号)を借入申込者に通知するものとする。

## 資料編

---

(借用書の提出)

**第9条** 貸付決定通知書の交付を受けた者は、すみやかに保証人の連署した借用書（別紙様式第4号）に、資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）及び保証人の印鑑証明書を添えて村長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

**第10条** 村長は、前条の借用書と引換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

**第11条** 村長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の完了)

**第12条** 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書（様式第5号）を村長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

**第13条** 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他村長が必要と認める事項を記載した申請書（別紙様式第6号）を村長に提出しなければならない。

2 村長は、支払の猶予を認める旨事項を記載した支払猶予承認書（別紙様式第7号）を当該借受人に交付するものとする。

3 村長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書（別紙様式第8号）を、当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

**第14条** 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した申請書（別紙様式第9号）を、村長に提出しなければならない。

2 村長は、違約金の支払い免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書（別紙様式第10号）を当該借受人に交付するものとする。

3 村長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書（様式第11号）を、当該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

**第15条** 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者（以下「償還免除申請者」という。）は、償還免除を受けようとする理由、その他村長が必要と認める事項を記載した申請書（様式第12号）を、村長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

一 借受人の死亡を証する書類

二 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

3 村長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、償還免除承認通知書（様式第13号）を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

## 資料編

4 村長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、償還免除不承認通知書（様式第14号）を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

（督促）

**第16条** 村長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。  
（氏名又は住所の変更届等）

**第17条** 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異同を生じたときは、借受人はすみやかに、その旨を村長に氏名等変更届（様式第15号）を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代ってその旨を届出るものとする。

**第18条** この規則に定めるもののほか、災害弔慰金支給及び災害援護資金の貸付けの手続について必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年12月20日規則第16号）

この規則は、公布の日から施行する

### 資料4-3 上小阿仁村総合災害補償規程

平成3年12月20日 規程第2号

改正 平成4年6月30日 規程第1号

この規程は全国町村会総合賠償補償保険に加入するに伴い、上小阿仁村（以下「甲」という。）が設置する学校の管理下にある者又は、主催する社会体育活動、文化活動等の社会教育活動、社会福祉活動、社会奉仕活動、その他町村が主催する活動及び行事等に参加中の者が身体に傷害を被り、その直接の結果として死亡した場合若しくは後遺障害を生じた場合または傷害により入通院した場合の補償について定める。

（補償する対象）

**第1条** 甲は自己が設置する学校の管理下にある者又は、自己が主催する社会体育活動、社会教育活動、社会福祉活動、社会奉仕活動、その他の活動に参加中の者が急激かつ偶然な外来の事故（以下「事故」という。）に起因して身体に傷害を被り、その直接の結果として死亡した場合もしくは後遺障害（身体の一部を失い又はその機能に重大な障害を永久に残した状態をいう。以下同様とする。）を生じた場合または入通院した場合、当該参加者またはその者の相続人（以下「被災者」という。）に対し、この「上小阿仁村総合災害補償規程」に従い補償を行う。

2 前項の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに急激に生ずる中毒症状（継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除く。）を含む。ただし、細菌性中毒は含まない。

（補償金額と補償基準）

**第2条** 甲は、別表の給付表に定める給付額を補償金として被災者に支払うものとする。ただし、学校管理下にある児童・生徒については入通院補償給付金は対象とならない。

(補償金を支払わない場合)

**第3条** 甲は、直接であると間接であるとを問わず次に掲げる事由により、被災者が身体に傷害を被り、その直接の結果として死亡した場合もしくは後遺障害を生じた場合または入通院した場合においては、補償金を支払わないものとする。

一 被災者の故意

ニ この「上小阿仁村総合災害補償規程」に基づき、死亡給付金を受け取るべき者の故意。ただし、その者が死亡給付金の一部の受取人である場合には、他の者が受け取るべき金額については、この限りでない。

三 被災者の自殺行為または犯罪行為

四 被災者の脳疾患、疾病または心神喪失

五 被災者の妊娠、出産または流産

六 大気汚染、水質汚濁等の環境汚染、ただし環境汚染の発生が不測かつ突発的の事故による場合には、この限りでない。

七 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変もしくは暴動またはこれらに随伴して生じた事故

八 地震、噴火、もしくは津波またはこれらに随伴して生じた事故

九 核燃料物質(使用済燃料を含む。以下同様とする。)もしくは核燃料によって汚染された物(原子核分裂生成物を含む。)の放射性、爆発性その他有毒な特性もしくはこれらの特性による事故またはこれらに随伴して生じた事故

十 前号以外の放射線照射または放射能汚染

十一 スポーツを職業または職務とする者が職業上または職務上行うスポーツ活動中に被った事故

(この規程の適用除外)

**第4条** この規程は下記各号の者には使用しない。

一 甲の業務に従事中の甲の使用人(甲が甲の公務遂行のため委嘱した者で公務災害補償またはこれに準ずる補償を受ける者を含む。)

ニ 運動競技を行うことを目的として組織されたアマチュアスポーツ団体で高等学校、高等専門学校、大学(短期大学を含む。)の学生、生徒、官公署、会社等の社会人により構成された体育部、競技部、運動クラブ等の団体管理下のスポーツ活動に参加中の当該団体の構成員

(準用規定)

**第5条** この規程にない事項については「全国町村会総合賠償補償保険契約特約書」「災害補償保険普通保険約款」「スポーツ災害補償特約条項」「学校管理下災害補償特約条項」「入院医療補償保険金の支払いに関する特約条項」の規定を準用する。

#### 附 則

この規程は、平成3年10月18日から施行する。

**附 則** (平成4年6月30日規程第1号)

この規程は、平成4年6月1日から適用する。

資 料 編

別表

区 分	給 付 額	
死亡給付金	500万円	
後遺障害給付金	災害補償保険普通保険約款の定めにより 15万円～500万円	
入院補償給付金	入院日数 1日以上5日まで	15,000円
	入院日数 6日以上15日まで	45,000円
	入院日数 16日以上30日まで	90,000円
	入院日数 31日以上60日まで	135,000円
	入院日数 61日以上90日まで	180,000円
	入院日数 91日以上	225,000円
通院補償給付金	通院日数 1日以上15日まで	15,000円
	通院日数 16日以上30日まで	45,000円
	通院日数 31日以上60日まで	67,500円
	通院日数 61日以上	90,000円

(注) 入院補償給付金は「普通型」「特型」の選択により、給付額が異なります。

資料編

資料4-4 住宅の応急修理・住宅・土木・建築関係業者一覧

(1) 土木工事

事業所名	電話番号	所在地	備考
株式会社 大平建設	77-2247	沖田面	
有限会社 武石工業	77-2182	小沢田	
有限会社 北勝建設	77-2153	福 館	
有限会社 中田工業	77-3674	沖田面	
小阿仁グリーン建設 株式会社	77-2662	梨の木岱	
日本機械工業 株式会社 三意工場	77-3771	小田瀬	
北林建設(有)	77-2194	下五反沢	

(2) 電気工事

事業所名	電話番号	所在地	備考
武石電気工事	77-3431	羽 立	

(3) 管工事

事業所名	電話番号	所在地	備考
湖東製作所(有) 上小阿仁営業所	77-3285	下五反沢	
株式会社 大平建設	77-2247	沖田面	
小阿仁グリーン建設 株式会社	77-2662	梨の木岱	
日本機械工業 株式会社 三意工場	77-3771	小田瀬	

(4) 建築工事

事業所名	電話番号	所在地	備考
株式会社 大平建設	77-2247	沖田面	
小阿仁グリーン建設 株式会社	77-2662	梨の木岱	
田中(儀)建設	77-2262	沖田面	
有限会社 村田建装	77-2645	沖田面	
すゞき建設	77-2654	大 林	
武石工務店	77-2775	羽 立	
北林工務店	77-2162	堂 川	
小林技建	77-3711	小田瀬	
山春工務店	77-3620	沖田面	
萩野建築	77-2786	堂川	
高橋建築	77-2208	沖田面	

資 料 編

小林建築二級建築事務所	77-2886	小田瀬	
北林建設 有限会社	77-2194	下五反沢	
有限会社 北勝建設	77-2153	福 館	
日本機械工業 株式会社 三意工場	77-3771	小田瀬	

(5) 板金・金物工事

事業所名	電話番号	所在地	備考
加賀谷板金	77-2077	福 館	板金
斎藤板金	77-2595	杉 花	〃
武石板金加工所	77-2409	福 館	〃
日本機械工業 株式会社 三意工場	77-3771	小田瀬	金物
武石鉄工場	77-3678	小沢田	〃

(6) 左官工事

事業所名	電話番号	所在地	備考
斎藤左官	77-2107	杉 花	
有限会社 武石工業	77-2182	小沢田	
原田左官	77-2210	沖田面	

(7) 家具・建具・畳工事

事業所名	電話番号	所在地	備考
有限会社 斎藤木工	77-3631	沖田面	家具・建具
斎藤建具店	77-3429	上仏社	〃
田中木工所	77-3634	小沢田	〃
高橋木工所	77-2329	沖田面	〃
山田木工所	77-3118	沖田面	〃
有限会社 村田建装	77-2645	沖田面	畳

(8) 水道工事

事業所名	電話番号	所在地	備考
株式会社 大平建設	77-2247	沖田面	
小阿仁グリーン建設 株式会社	77-2662	梨の木岱	
有限会社 中田工業	77-3674	沖田面	

資料編

第5 避難、救出に関する資料

資料5-1 避難所施設一覧表

(避難施設)

番号	施設名	所在地	管理者名	電話番号 (FAX番号)	収容人員	収容地区
1	健康増進トレーニングセンター	小沢田字向川原118	上小阿仁村長	77-2221 (77-2227)	585	小沢田地区
2	生涯学習センター	小沢田字向川原63	上小阿仁村長	60-9000 (77-3223)	246	小沢田地区
3	開発センター	小沢田字向川原118	上小阿仁村長	77-2221 (77-2227)	133	小沢田地区
4	保健センター	小沢田字向川原80	上小阿仁村長	77-3008 (77-3060)	97	小沢田地区
5	高齢者生活福祉センター	小沢田字向川原80	上小阿仁村長	77-3057 (77-2945)	35	小沢田地区
6	小沢田公民館	小沢田字小沢田75	小沢田自治会長	77-2266	59	小沢田地区
7	い樹い樹交流センター	福館字村岱43, 44, 45-9	福館自治会長	77-2458	52	小沢田地区
8	堂川公民館	堂川字山根38-9	堂川自治会長		61	小沢田地区
9	大阿瀬公民館	堂川字鶏頭坂4-9	大阿瀬自治会長		50	小沢田地区
10	五反沢児童館	五反沢字家ノ下86	下五反沢自治会長	77-2120	98	小沢田地区
11	中五反沢公民館	五反沢字森ノ下9-1	中五反沢自治会長		57	小沢田地区
12	上五反沢公民館	五反沢字堰根沢口83-3	上五反沢自治会長		41	小沢田地区
13	小沢田小学校	小沢田字向川原72-2	小沢田小学校長	77-2038 (77-2969)	266	小沢田地区
14	上小阿仁中学校	小沢田字上の岱97	上小阿仁中学校長	77-2048 (77-2967)	313	小沢田地区
15	小沢田保育園	小沢田字向川原210	上小阿仁村長	77-3470 (77-3470)	162	小沢田地区
16	羽立集会施設	仏社字羽立台22-5外	羽立自治会長	77-3789	65	仏社地区
17	長信田公民館	仏社字長信田日ノ台311	長信田自治会長	77-3255	41	仏社地区
18	杉花交流センター	杉花33-4	杉花自治会長		47	仏社地区
19	下仏社多目的集会施設	仏社字伊勢堂下67-4	下仏社自治会長	77-2451	57	仏社地区
20	担い手センター	仏社字田ノ沢11-1	上仏社自治会長	77-3788	68	仏社地区
21	沖田面小学校	沖田面字野中335	沖田面小学校長	77-2036	264	沖田面地区
22	沖田面公民館	沖田面字野中278-2	沖田面自治会長	77-2033	265	沖田面地区

資 料 編

23	大林公民館	大林字村廻37-2	大林自治会長	77-3784	60	沖田面地区
24	沖田面保育園	沖田面字野中156	上小阿仁村長	77-3154 (77-3154)	166	沖田面地区
25	小田瀬保険福祉館	大林字小田瀬下48	小田瀬自治会長	77-2468	58	沖田面地区
26	南沢公民館	南沢字箱淵岱30	南沢自治会長		52	沖田面地区
27	中茂公民館	沖田面字南沢109	中茂自治会長		45	沖田面地区
28	八木沢公民館	沖田面字八木沢80-3	八木沢自治会長		30	沖田面地区
29	若者センター	沖田面字野中278-7	上小阿仁村長	77-2030	30	
30	大海公民館	沖田面字上大海 7	大海自治会長		33	



様式第2

施設使用要請書			
年 月 日			
上小阿仁村長災害対策本部長 上小阿仁村長			
印			
1. 要請事由			
2. 使用目的			
3. 使用施設名			
4. 使用期間	自	年 月 日	
	至	年 月 日	( 日間)

---

第6 派遣、応援に関する資料

資料6-1 秋田県広域消防相互応援協定書

(目的)

**第1条** この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、秋田県内の市町、消防の一部事務組合および消防を含む一部事務組合（以下「市町等」という。）相互の消防広域応援体制を確立し、大規模又は特殊な災害（以下「大規模災害等」という。）が発生し又は発生のおそれのある場合に有効に対処することを目的とする。

(災害の種別および規模)

**第2条** この協定において、大規模災害等とは次のとおりとし、応援活動を必要とするものをいう。

- (1) 大規模災害  
地震、津波、風水害、林野火災、大規模火災等
- (2) 特殊災害  
石油コンビナート火災、高層建築物火災、航空機災害等
- (3) その他  
上記以外で応援を必要とする災害事故等

(代表消防機関および代行消防機関の設置)

**第3条** 県および各消防機関の連絡調整及び情報交換を行う消防機関として、代表消防機関を置く。また、代表消防機関に事故ある場合に、代表消防機関の機能を代行するため代行消防機関を置く。

- (1) 代表消防機関  
秋田県消防長会会長の所属する消防機関とする。
- (2) 代行消防機関  
秋田県消防長会副会長の所属する消防機関とする。

(応援隊等の登録)

**第4条** 各市町等は、応援要請に備え、応援出動が可能な消防隊、救助隊および救急隊ならびに資機材をあらかじめ登録しておくものとする。

(応援の要請方法)

**第5条** 応援の要請は、災害が発生し、又は発生のおそれがある市町等（以下「要請側」という。）の長、又は消防長から他の市町等の長、又は消防長に対して要請するものとする。

- 2 要請側の長、又は消防長は、応援隊を要請するとき、又は要請したときは代表消防機関の消防長経由して応援の要請を受ける市町等（以下「応援側」という。）の長、又は消防長に要請内容を通知するものとする。

(応援隊の派遣)

**第6条** 前条の規定により、応援側の長、又は消防長は特別の事情がない限り応援隊を派遣するものとする。

## 資 料 編

2 応援側の長、又は消防長は応援隊を派遣するときは、代表消防機関の消防長を経由し要請側の長、又は消防長に対しその旨を通知するものとする。

(応援隊の派遣)

**第7条** 応援隊の指揮は、消防組織法第24条の4の規定に基づき、要請側の市町等の長が行うものとする。

(費用の負担)

**第8条** 応援に要する費用の負担については、次の各号に掲げるところによる。

一 要請側が負担する費用

- ア 応援が長時間にわたる場合の燃料の補給および食糧、宿泊に要する経費
- イ 応援隊員が応援中に第三者に損害を与えた場合の賠償費等
- ウ 化学消火薬剤等資機材費

二 応援側が負担する費用

- ア 旅費および出勤手当等の人件費
- イ 公務上の災害補償費
- ウ 車両および機械器具の燃料費（現地で調達したもの除く。）
- エ 車両および機械器具の修理費
- オ 応援隊員が要請側への往復途中において、第三者に損害を与えた場合の賠償費等

三 前二号以外の費用の負担については、関係市町等と、そのつど協議して定めるものとする。

(協 議)

**第9条** この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、そのつど市町等が協議のうえ決定するものとする。

(委 任)

**第10条** この協定の実施に関し必要な事項は、市町等の消防長が協議し別に定める。

本協定の成立を証するため協定書17通を作成し、各市町等において各1通を保有するものとする。

### 附 則

1 この協定は、平成6年12月1日から施行する。

平成6年12月1日

秋	田	市	市	長				
大曲	仙北	広域	市町村	圏組合	管	理	者	
横手	平鹿	広域	市町村	圏組合	理事会	代表理事	横手市長	
湯沢	雄勝	広域	市町村	圏組合	理事会	代表理事	湯沢市長	
本荘	地区	消防	事務	組合	管	理	者	
大館	周辺	広域	市町村	圏組合	管	理	者	
男鹿	地区	消防	一部	事務	組合	管	理	者

## 資料編

---

能代地区消防一部事務組合	管	理	者
鷹巣阿仁広域市町村圏組合	管	理	者
仁賀保地区消防組合	管	理	者
鹿角広域行政組合	管	理	者
湖東地区行政一部事務組合	管	理	者
矢島地区消防組合	管	理	者
二ツ井町藤里町消防一部事務組合	管	理	者
山本郡南部地区消防一部事務組合	管	理	者
河辺雄和地区消防一部事務組合	管	理	者
五 城 目 町 町			長